



発行

練馬西青色申告会

ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

平成21年分の確定申告所感

会員の皆様、確定申告お疲れさまでした。

青色申告会事務局では会員の正確な記帳及び決算書や申告書の作成ができるようにするため日々研鑽を積み重ねておりますが、正確な決算書や申告書を作成するためには会員の協力が必要となります。

さて、今回の確定申告についての注意点を述べさせていただきます。

★満期保険金がある場合

平成21年中に生命保険金や損害保険金が増えたと、受け取った満期保険金、今までに支払った掛金の金額についての書類をお持ちにならない、又はこれらの金額が不明であるため、もう一度来所していただかなければならない会員がおります。満期保険金を受け取った場合はその満期保険金の金額及び今までに支払った掛金又は保険料等を記載した書類(手元がない場合は、満期になった保険会社から取り寄せるかその金額を調べていただく)をご持参ください。なおお金が入りました、儲けましたという場合は税務署に申告しなければならぬものがほとんどなので、その年においてそのようなことがありましたら、記帳相談、源泉徴収など、来所の際にご相談ください。

★公的年金等

公的年金等の雑所得の計算をするにあたって、その公的年金等の

源泉徴収票をご持参されず、もう一度来所していただかなければならない会員がおります。公的年金等の源泉徴収票は毎年1月の末日頃に厚生労働省年金局等から送付されますので、確定申告時には必ずその公的年金等の源泉徴収票をご持参ください。ようお願いいたします。

★医療費控除について

医療費控除の対象となる金額は10万円を超える部分だと思っている会員が多く見受けられますが、会員の所得によってはその年において支払った医療費が10万円未満であっても一定の金額が医療費控除の対象となる場合もありますので、その年において医療費の支払いをした方はその医療費の領収書を必ず保存しておき、確定申告時にその領収書をご持参ください。なお、その年において支払った医療費は、ご自身で集計していただくようお願い致します。

★前年以前の決算書の手持参

確定申告時において前年以前3年分の決算書及び申告書控をご持参いただくことをお願いしておりますが、ご持参していただけない方が見受けられます。前年以前3年分の決算書は本年分の減価償却費、前年以前3年分の純損失の繰越控除や消費税の申告に必要な資料となります。特に消費税については平成21年に消費税の申告書を提出しなければならぬか否かの判定をす

る場合その年の2年前の決算書及び申告書控が必要となりますので必ずご持参いただきますようお願いいたします。

★土地建物等を譲渡した場合

土地建物等を譲渡した場合、事業所得・不動産所得・雑所得などは区分して計算する必要がありますが、土地や建物等の譲渡は金額も高く、譲渡の内容も難解である場合には事務局でも対処できない場合があります。つきましては、年内に土地建物等を譲渡した方がいらっしゃる場合には、遅くともその譲渡した年の翌年の1月末日までに税務署に相談していただきますようお願いいたします。

★複式簿記による記帳

手書きで記帳されている会員の中には、決算書を作成してみると貸借の合わない方が見受けられます。決算書の貸借を合わせるには日頃の記帳をきちんと行い、毎月試算表を作成する必要があります。また、会計ソフトを使用している会員の中にも決算書を見見しますと、このままその決算書を作成して提出することに疑問が生ずる決算書が見受けられます。つきましては、確定申告時において正しい決算書を作成するため特に複式簿記で記帳されている方は会計ソフトの使用者を含めて、確定申告時だけでなく、年に何回か青色申告会事務局を

利用していただくことをお奨めいたします。

なお、会計ソフトを使用している会員については決算指導日(1月20日から3月15日)の期間に初めてその会計ソフトの内容を拝見してからの決算書の作成は長時間を要するため、平成22年度は8月下旬から1月の中旬までの期間に前もって会計ソフトの指導期間を設けますのでぜひとも事務局をご利用下さい。

★更正の請求

平成21年分の所得税の確定申告書を提出した後において、平成22年3月16日以後に次のような事由があった場合にはその確定申告書の提出期限から1年以内限り、更正の請求をしてその確定申告書を訂正し、税額の還付を受けることができます。

- (1) 申告書を提出した会員に扶養している子や親などの家族や配偶者(他の申告者の扶養親族になつていない者)、合計所得金額が38万円超である者、青色事業専従者に該当するもので給与の支払いを受けるもの、事業専従者に該当するものを除く。)について扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除をしていなかった。
- (2) 自分が寡婦あるいは寡夫に該当するに寡婦(寡夫)控除をしていなかった。
- (3) 国民年金や国民年金基金、国民健康保険料、労働保険料などの社会保険料の支払いがあつたのに社会保険料控除をしていなかった。
- (4) 減価償却費の計算をしていなかった。あるいは実際より少なく計算していた。

(5) 平成21年分に必要経費に算入すべき消費税額、事業税額、固定資産税額を必要経費に算入していなかった。

★修正申告

所得税の確定申告書を提出した後、平成22年3月16日以後に次のような事由があった場合にはその申告について更正の請求を受けるまでは、申告した所得金額や税額等を訂正するために修正申告書を提出することがあります。修正申告をした場合には、先の申告が誤つたことについて正当な理由のない限り過少申告加算税が賦課されませんが、その修正申告書が税務署の調査によって更正を受けることを予知してされたものでないときは過少申告加算税は賦課されません。(延滞税は課税されません。)

- (1) 配偶者控除、扶養控除を受けていた家族のその年分の合計所得金額が38万円を超えることがわかった場合。
 - (2) 売上代金の集金が済んでいないあるいは口座への振り込みがないため、その年分のその未収の売上金額を収入金額に計上していなかった。
 - (3) 生命保険契約、損害保険契約が満期になったため、満期返戻金の支払いを受けたが、なんの処理もしてなかった。
- 以上のことに注意いただき、来年もより正確な確定申告をしていただきますようお願いいたします。